

○職員退職手当規程

平成15年10月1日

平成15年度規程第6号

改正 平成22年7月15日平成22年度規程第29号

平成25年6月14日平成25年度規程第4号

平成26年3月31日平成25年度規程第39号

平成27年3月31日平成26年度規程第59号

平成30年3月1日平成29年度規程第14号

2022年9月30日2022年度規程第35号

2025年6月18日2025年度規程第8号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)の職員に対する退職手当の支給に関する事項について定めることを目的とする。

(退職手当の種類)

第2条 退職手当は、退職金及び弔慰金とし、次の各号の区分により支給する。

- 一 職員が退職したときは、退職金
- 二 職員が死亡したときは、退職金及び弔慰金

(退職手当の受給者)

第3条 退職手当は、職員が退職したときはその者に、職員が死亡したときはその遺族に支給する。

(退職金の額)

第4条 退職金の額は、次条の規定により計算した退職金の基本額に、第4条の3の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額とする。

(退職金の基本額)

第4条の2 退職金の基本額は、職員が退職し、又は死亡した日におけるその者の俸給の月額(この条及び第5条において「退職日俸給月額」という。)に、勤続期間1年につき、次表に掲げる区分に応じてそれぞれ同表に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その合計額が退職日俸給月額の100分の5,500を超えるときは、退職日俸給月額の100分の5,500とする。

| | 勤続期間 | 支給割合 |
|--|------|------|
|--|------|------|

| | | |
|---|-------------|----------|
| 1 | 5年まで | 100分の100 |
| 2 | 5年を超え10年まで | 100分の140 |
| 3 | 10年を超え20年まで | 100分の180 |
| 4 | 20年を超え30年まで | 100分の200 |
| 5 | 30年超 | 100分の100 |

2 退職した者の在職期間中に、俸給の月額減額改定（俸給の月額を改定する規程が制定された場合における当該規程又は職員給与規程（平成15年度規程第3号）による改定により当該改定前に受けていた俸給の月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給の月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給の月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職金の基本額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前項の規定により計算した場合の退職金の基本額に相当する額

二 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職金の基本額が前項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職金の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

（退職金の調整額）

第4条の3 退職金の調整額は、その者の在職期間の初日の属する月からその者の在職期間の末日の属する月までの各月（休職、停職、育児休業又は出生時育児休業により職務に従事することを要しない期間のある月（職務に従事することを要する日の属する月を除く。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額のうち、その額が最も多い額から順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には当該各月の調整月額）を合計した額とする。なお、この場合における職務に従事することを要する日には、就業規則に関する機構達（平成15年度機構達第3号）第22条の2の規定により出生時

育児休業中に就業した日を含むものとする。

- 一 第1号区分 65,000円
- 二 第2号区分 54,150円
- 三 第3号区分 43,350円
- 四 第4号区分 27,100円
- 五 第5号区分 0円

2 前項各号に定める職員の区分は、職務の等級等を考慮して、別に定める。

3 次の各号に掲げる者に対する退職金の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者でその勤続年数が25年未満のもの（次号に掲げる者は除く。）第1号から第3号又は第5号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第4号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職した者でその勤続期間が5年未満のもの及び傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当するものでその勤続期間が10年以上25年未満のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

4 次の各号のいずれかに該当する者には、調整額は支給しない。

一 第4条の2の規定により計算した退職金の基本額が零である者及び傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年未満のもの

二 その者の非違により退職した者

(退職金の増額)

第5条 退職金は、職員が次の各号の一に該当する場合には、第4条の規定による退職金の額に、退職日俸給月額（第4条の2第2項の規定の適用を受ける職員にあつては、特定減額前俸給月額）に、100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算して支給することができる。

一 業務上の傷病により死亡若しくは負傷若しくは疾病によりその職に堪えず退職した場合又は在職中に死亡した場合

二 勤続期間が10年以上であつて定年により退職した場合

三 組織の廃止により配置転換が困難なため退職した場合

四 勤続期間が15年以上であつて職務上特に功労のあつた者が退職した場合

五 前各号に準ずる特別の事由により退職した者であつて、特に増額の必要があると認め

られた場合

(退職金の減額)

第6条 職員が次の各号の一に該当する場合には、第4条の規定により計算して得た額から当該額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- 一 自己の都合により退職した場合(出産若しくは婚姻又は第5条第1号、第3号及び第4号の規定に該当する場合を除く。)
- 二 勤務成績が著しく不良のため退職させられた場合
- 三 懲戒処分により免職された場合又は禁錮以上の刑に処せられたことにより退職した場合に準ずる事由により退職した場合

第7条 削除

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第8条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構の業務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。)第12条第1項に基づき政令で定める事情を勘案して、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 勤続6ヵ月未満で退職した場合
- 二 懲戒免職処分を受けて退職をした場合
- 三 禁錮以上の刑に処せられたことにより退職した場合又はこれに準ずる退職をした場合

2 機構は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 機構は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第9条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職をした者に対し、退職手当の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を行うも

のとする。

- 一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
 - 二 退職をした職員に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職をした者に対し、退職手当の額の支払差止処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は機構がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが機構の業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - 二 機構が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当の理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、退職手当の額の支払差止処分を行うことができる。
- 4 機構は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った後において、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行

為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 機構は、第3項の規定により支払差止処分を行った後において、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第10条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、第8条第1項第2号及び第3号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が特定任期付職員就業規則の適用を受ける職員(以下「特定任期付職員」という。)又は年俸契約職員として再雇用された場合であつて、特定任期付職員又は年俸契約職員としての在職期間中の行為に関し第8条第1項第2号又は第3号の処分を受けたとき。

三 当該退職をした者が、在職期間中(前号の特定任期付職員又は年俸契約職員としての在職期間を除く。)に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の

額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、当該死亡による退職をした者が行ったと認められる非違の内容及び程度を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 機構は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 行政手続法(平成5年法律第88号)第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第8条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第11条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職をした者に対し、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度のほか、当該退職した者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職をした者が特定任期付職員又は年俸契約職員として再雇用された場合であって、特定任期付職員又は年俸契約職員としての在職期間中の行為に関し第8条第1項第2号又は第3号の処分を受けたとき。
 - 三 当該退職をした者が、在職期間中(前号の特定任期付職員又は年俸契約職員としての在職期間を除く。)に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 3 機構は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 行政手続法第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取につ

いて準用する。

5 第8条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第12条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第8条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 行政手続法第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項において準用する前条第3項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第13条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払いを受けた者(以下「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第11条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、機構が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分となるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、機構は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分となるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第11条第4項又は前条第3項の規定による意見の聴取の実施に係る連絡を受けた場合において、第11条第1項及び前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、機構は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定

の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分となるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項まで同じ。)が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第9条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第11条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分となるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第11条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し特定任期付職員又は年俸契約職員に対する懲戒免職処分を受けた場合において、第11条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し特定任期付職員又は年俸契約職員に対する懲戒免職処分を受けたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 7 第8条第2項及び第11条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 行政手続法第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項において準用する第11条第3項の規定による意見の聴取について準用する。

(勤続期間の計算)

第14条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員として採用された日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの月数による。

3 前2項の規定による在職期間のうち休職(就業規則第24条第1項第4号を除く。)、停職、育児休業又は出生時育児休業により職務に従事することを要しない期間のある月(職務に従事することを要する日の属する月を除く。)が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前各項の規定により計算して得た在職期間から除算する。なお、この場合における職務に従事することを要する日には、就業規則に関する機構達第22条の2の規定により出生時育児休業中に就業した日を含むものとする。

4 第1項及び第2項の規定による在職期間のうち、就業規則第24条第1項第4号に規定する事由による休職の期間が1月以上あったときは、その月数を当該在職期間から除算する。

5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、月割をもって計算する。

(国等の機関から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第15条 職員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等(以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職金は支給しない。
- 4 職員を国等の機関または大学等の業務に従事させるための休職の期間は、第14条第3項の規定にかかわらず職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。
- 5 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。
- 6 第1項に規定する国家公務員等としての在職期間中又は第2項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間中に、退手法第5条の2第1項に規定する俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合であって、当該理由が生じた日における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額相当額（その者が国家公務員等として在職した期間を職員として在職したものとみなして、当該理由が生じた日において受けるべき俸給の月額をいう。）のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額相当額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときにおけるその者に対する退職金の基本額については、「特定減額前俸給月額」を「特定減額前俸給月額相当額」と読み替えて、第4条の2第2項の規定を適用する。

（弔慰金の支給）

第16条 弔慰金の額は、職員が死亡した日におけるその者の俸給の月額に100分の400の割合を乗じて得た額とする。

（退職手当の支給）

第17条 退職手当は、法令等により退職手当から控除すべき額を控除した残額を、特別の事情のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第18条 第3条に規定する遺族の範囲及び順位は次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者

三 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者

2 前項第2号及び第3号の規定中、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の方が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(端数の処理)

第19条 この規程の定めるところにより退職金及び弔慰金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(雑則)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 平成15年9月30日現在新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「旧機構」という。)に在職する職員であって、同年10月1日以降職員となった者の在職期間は、その者の旧機構の職員としての在職期間を機構の職員としての在職期間とみなす。

附 則(平成22年7月15日平成22年度規程第29号)

この規程は、平成22年7月15日から施行する。

附 則(平成25年6月14日平成25年度規程第4号)

1 この規程は、平成25年6月14日から施行する。

2 当分の間、第4条の2の規定に基づく退職金の基本額は、同条の規定により算出した額に100分の87を乗じて得た額とし、第7条の「対象額」は、同条の規定により算出した額に100分の87を乗じて得た額とする。

3 当分の間、第5条の規定に基づく退職金の増額は、同条の規定により算出した額に100分の87を乗じて得た額とする。

4 前2項中の「100分の87」とあるのは、平成25年6月14日から平成25年9月30日の間は、「100分の98」とし、平成25年10月1日から平成26年6月30日の間は、「100分の92」とする。

5 当分の間、第4条の3の規定に基づく退職金の調整額は、同条の規定により算出した額

が、第4条の2の規定により算出した額に100分の13を乗じて得た額及び第5条の規定により算出した額に100分の13を乗じて得た額の合計額を超えるときは、第4条の2の規定により算出した額に100分の13を乗じて得た額及び第5条の規定により算出した額に100分の13を乗じて得た額の合計額とする。

- 6 前項中の「100分の13」とあるのは、平成25年6月14日から平成25年9月30日の間は、「100分の2」とし、平成25年10月1日から平成26年6月30日の間は、「100分の8」とする。

附 則(平成26年3月31日平成25年度規程第39号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日平成26年度規程第59号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月1日平成29年度規程第14号)

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。
- 2 平成25年6月改正規程附則第2項中及び同附則第3項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」に改め、同附則第5項中「100分の13」とあるのは「100分の16.3」とする。

附 則(2022年9月30日2022年度規程第35号)

この規程は、2022年10月1日から施行する。

附 則(2025年6月18日2025年度規程第8号)

- 1 この規程は、2025年6月18日から施行する。
- 2 当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者は、第4条の3第3項第2号及び第4項第1号に規定する「その者の都合により退職した者」には該当しないものとする。
- 3 当分の間、第5条第2号の規定は、職員の勤続期間が10年以上であって、その者が60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合についても適用する。
- 4 当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者は、第6条第1号に規定する「自己の都合により退職した者」には該当しないものとする。